モニタリング結果を反映させる「支払いメカニズム」（中）

熊谷弘志
オフィス・クマガエ代表
クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社
ＰＰＰ事業部シニアアドバイザー

前回（4月4日号）に引き続き、サービスのモニタリング結果を支払いに反映させる「サービス料金の支払いメカニズム」について解説する。

6．豪ビクトリア州のサービス料金支払いメカニズム

「5．英国におけるサービス料金の支払いメカニズム」で詳説したようなＰＦＩ事業は、もう英国では実施されていないが、オーストラリアのビクトリア州は現在でもＰＰＰ事業（ＰＶ＝Partnership Victoria）として継続している。

ここでは2021年3月に契約を締結し、25年にオープンする予定である新フッツクレイ病院（New Footscray Hospital）のＰＶにおいて、活用されることになっている最新の支払いメカニズムを紹介しよう。

（1）月次サービス料金支払いの算定式

月次サービス料金支払いの算定式を表2に示した。

当該月（ｎ月）のサービス料金支払額（ＳＰｎ）は、アベイラビリティー料金算定式によって算定された当該月のアベイラビリティー料金（ＡＦｎ）に、当該月の保険費用（ＩＣｎ）と小規模工事の支払額（ＭＷｎ）を加えたものから、当該月に閉鎖エリアとして指定した区域の料金割戻額（ＣＡＲｎ）、当該月におけるサービスのパフォーマンス低下に関する減額（ΣＭＡｎ）、行動遅延による減額（ＭＢＡ）、ローカルコンテンツ要件を満たさない場合の減額（ＬＣＲＡ）および主要プロジェクトの技能保証に関する減額（ＭＰＳＧＡ）の調整を行った上で、当該月の食事量に伴う追加費用（ＦＶＡ）と変動金利コンポーネントによる追加費用（ＦＲＣ）、その他の非公開要素の追加調整によって算定するという仕組みである。

この算定式から、次のようなルールが用いられていることが想定できる（表3）。

（ア）予測可能かどうかで分割

アベイラビリティー料金は、初期投資額に基づき算定可能である。一方、将来における保険料金の変動や契約後に合意する小規模工事の内容については、初期投資を行う段階では算定が困難である。このような特性の違いから、アベイラビリティー料金（ＡＦ）と、保険料（ＩＣ）および小規模工事（ＭＷ）を分割している。

（イ）サービス提供がないエリアへの対応

病院の運営業務は、民間に委託できるエリアとできないエリアがあり、委託できないエリアを閉鎖エリア（ＣＡ）と呼ぶ。ＣＡに指定された区域では、▽食事の提供サービス▽郵便物の配達サービス▽材料供給サービス▽廃棄物の処理サービス▽清掃サービス――が提供されない、またはこれらの一部が提供されないことから、その分のユニタリーチャージ（ＵＣ）を割り戻す（ＣＡＲ）。

表2　月次サービス料金の算定式

SPn＝AFn＋ICn＋MWn−CARn−ΣMAn−MBA−LCRA−MPSGA＋FVA＋FRC＋〈非公開要素〉

SPn　：n月のサービス支払額
AFn　：アベイラビリティー料金の算定式で計算された、n月のアベイラビリティー料金（Availability Fee）
ICn　：n月の保険コンポーネント（Insurance Component）
MWn　：n月の小規模工事の支払いの合計額
　(i)営業開始日から最初の12カ月間は毎月〇ドル（非開示。指数とは非連動）、その後の各営業年度の各月は〇ドル（非開示。消費者物価指数〈CPI〉乗数〈年間〉によって指数化）
　(ii)各営業年の各月は〇ドル（非開示。営業開始日の各記念日のCPI乗数〈年間〉によって指数化）
CARn　：n月の閉鎖エリア割戻金（Closed Area Rebate）。ただし、可用性料金を超えないものとする
ΣMAn：n月の月次減額（Monthly Abatement）
MBA　：行動遅延減額（Mobilisation Abatement）
LCRA　：ローカルコンテンツ要件調整（Local Contents Requirements Adjustment）
MPSGA：主要プロジェクト技能保証調整（Major Project Skills Guarantee Adjustment）
FVA　：n月の食事量調整（Food Volume Adjustment）
FRC　：n月の変動金利コンポーネント（Floating Rate Component）
〈非公開要素〉：内容は非公開

出典：「New Footscray Hospital Project Deed」を基に筆者作成

(ウ)「品質不良」と「不良事象」

ＵＣは包括的なサービス提供料金であることから、その支払い内訳をアベイラビリティーチャージとパフォーマンスチャージに分割することはできない。

一方で「品質不良」は減額ポイントを活用し、「不良事象」は利用不能な状態の是正に関わる要素に基づき、それぞれ減額値を算定する（ΣＭＡ。詳細は後述する）。

(エ)行動遅延による減額

行動遅延減額（ＭＢＡ）は、最初の支払いにのみ適用される。計画草案や報告書の提出遅延、人員配置計画の実行遅延、スタッフの転職スケジュールの遅延など、当初想定していた業務が実施できなかった場合の減額値を算定する。

(オ)「地産地消」を要求

「地産地消」を重んじるビクトリア州は施設整備の段階で、ローカルコンテンツ（現地企業を活用した施設整備）の最低利用割合を要求項目として設定している。そして「地産地消」の割合が低い場合は最初の３カ月分の支払いに限定し、ローカルコンテンツの要件調整として損害賠償が適用される（ＬＣＲＡ）。ただし公平性を保つため、ローカルコンテンツの割合算定は独立審査員によって行われる。

(カ)スタッフの技能保証

適切な品質でサービスを提供するためには、業務に従事するスタッフに高い技能が求められる。そこで主要なプロジェクトに関連した技能を事業者に保証させるため、サービス開始前に見習い、研修生、幹部候補生が業務または研修に従事しなければならない時間（事前業務研修従事時間）を事業者と合意する。

サービス開始までにスタッフの研修時間を十分に確保できなかった場合は、最初の３カ月分の支払いに限定し、主要プロジェクト技能保証としての損害賠償が適用される

表3　サービスチャージの特性分類

ユニタリーチャージ	調整チャージ
AF（アベイラビリティーフィー）	IC（保険料）
CAR（閉鎖エリア割り戻し）	MW（小規模工事）
ΣMA（月次減額）	FVA（食事量調整）
	FRC（変動金利調整）
MBA（行動遅延減額）	
LCRA（ローカルコンテンツ要件未達成減額）	
MPSGA（主要プロジェクト技能保証減額）	

出典：筆者作成

表4　アベイラビリティー料金の算定式

AFn＝(NRSCn×CPIn)＋(NRSWn×WPIn)＋NRSNn＋(RSCn×CPIn)＋(RSWn×WPIn)＋(LPCn×CPIn)＋(LPWn×WPIn)

AFn	：n カ月目のアベイラビリティー料金(Availability Fee)
NRSCn	：n カ月目の消費者物価指数(CPI)に連動した見直し対象外のサービス料金 (Non-Reviewable Services CPI Indexed Component)
NRSWn	：n カ月目の卸売物価指数(WPI)に連動した見直し対象外のサービス料金 (Non-Reviewable Services WPI Indexed Component)
NRSNn	：n カ月目の指標に連動しない見直し対象外のサービス料金 (Non-Reviewable Services Non-indexing Component)
RSCn	：n カ月目の CPI に連動した見直し可能なサービス料金(Reviewable Services CPI Component)
RSWn	：n カ月目の WPI に連動した見直し可能なサービス料金(Reviewable Service WPI Component)
LPCn	：n カ月目の CPI に連動したライフサイクル費用の支払額(Lifecycle CPI Indexed Payment)
LPWn	：n カ月目の WPI に連動したライフサイクル費用の支払額(Lifecycle WPI Indexed Payment)
CPIn	：n カ月目の CPI 乗数(CPI Multiplier)
WPIn	：n カ月目の WPI 乗数(WPI Multiplier)

出典：「New Footscray Hospital Project Deed」を基に筆者作成

（ＭＰＳＧＡ）。

事前業務研修従事時間も（オ）と同様、公平性を保つために独立審査員が算定する。

(キ)食事量の調整

食事はクレームの対象となりやすいため、その提供に当たっては事前合意が重要だが、合意通りに提供したとしても変更が必要な場合もあるため、食事量に基づく変更ルールが設定されている（ＦＶＡ）。

(ク)変動金利のリスク調整

変動金利で資金調達すること、変動リスクは発注者が負うことで合意し、変動に伴う清算を行っているものと考えられる（ＦＲＣ）。

(ケ)非公開要素

詳細は記載されていないが、これら以外に合意された支払いに関連する内容がある場合は、追記することになっている。

このように、ビクトリア州はＡＦ・ＣＡＲ・ΣＭＡによってＵＣの仕組みを、ＩＣ・ＭＷ・ＦＶＡ・ＦＲＣによって調整チャージの仕組みを構築している。そしてＭＢＡ・ＬＣＲＡ・ＭＰＳＧＡのように、ＵＣからの減額とも調整チャージとも取れる仕組みを加えている。

ＮＨＳよりも複雑だが、そのことは英国のＰＦＩを参考にして、２０００年６月に開始されたＰＶの支払いメカニズムが四半世紀近くにわたり、進化してきたことを表している。

(2)アベイラビリティー料金の算定式

月次サービス料金の中でも重要なアベイラビリティー料金支払いの算定式を表４に示した。運用期間中の「ｎカ月目」におけるアベイラビリティー料金（ＡＦｎ）はこれに従い、サービス料金として算定される。

この算定式から、アベイラビリティー料金の構成要素には、（ア）確定した「見直し不可能なサービス料金」（イ）事業期間中に定期的に見直される「見直し可能なサービス料金」（ウ）契約期間の全体にわたり、変動することが予想される費用を対象にした「ライフサイクル料金」――の３種類があることが分かる。

(ア)見直し不可能なサービス料金

施設の建物整備費のように、入札段階において投資額が明確で、その運営費用が消費者物価指数（ＣＰＩ）もしくは卸売物価指数（ＷＰＩ）に連動させることができる支出は「見直し不可能なサービス料金」と位置付け、①ＣＰＩに連動した見直し対象外のサービス料金（ＮＲＳＣ）②ＷＰＩに連動した見直し対象外のサービス料金

（ＮＲＳＷ）③指標に連動しない見直し対象外のサービス料金（ＮＲＳＮ）――を設定できる。

(イ)見直し可能なサービス料金

ただし、情報通信技術（ＩＣＴ）関連や耐用年数の長くない機材・機器のように、定期的に再投資を行って事業資産を入れ換えなければならない要素を持つサービスは「見直し可能なサービス料金」と位置付け、④ＣＰＩに連動した見直し可能なサービス料金（ＲＳＣ）⑤ＷＰＩに連動した見直し可能なサービス料金（ＲＳＷ）――として設定する方が合理的である。

(ウ)ライフサイクル料金

（ア）（イ）のように、投資の減価償却と運営コストに対応した売り上げを立てることができる部分とは異なり、定期修繕や部品交換など、季節ごとや定期的なイベントごとに変動する費用もある。このようなコスト変動に合わせ、売り上げも変動させた方が好ましいサービスは「ライフサイクル料金」と位置付け、⑥ＣＰＩに連動したライフサイクル費用の支払額（ＬＰＣ）⑦ＷＰＩに連動したライフサイクル費用の支払額（ＬＰＷ）――として設定することに合理性がある。

(3)最大減額値

ＰＶでは、月次サービス料金の支払額（ＳＰｎ）から減額可能な最大値は、アベイラビリティー料金（ＡＦｎ）から、閉鎖エリアの割り戻し（ＣＡＲｎ）と食事量調整（ＦＶＡｎ）による減額分を差し引いた額とされており、損害賠償として適用されるローカルコンテンツ要件調整（ＬＣＲＡ）や主要プロジェクト技能保証調整（ＭＰＳＧＡ）は、その対象から外されている。

このことは、事業者がローカルコンテンツ要件を満たさない方法で施設整備を行い、主要プロジェクト技能保証で合意した研修を実施せずに、施設完成が遅れてサービス提供が開始できなかった場合には、サービス料金の支払いを一切受けられない上、ＬＣＲＡとＭＰＳＧＡに基づく損害補償を請求される可能性があることを意味している。

ただし実際にはそのような状態となる前に、債務不履行の要素が多過ぎて契約解除になると考えられる。契約解除が発生しそうな事業に金融機関が融資を行うことはないため、この要件は支払い額の中に、発注者の確定債務となる支払い要素を組み込まないためのものであることが分かる。

表5　運営期間中の月次減額の算定式

MAm＝QFAm＋ΣFEAm

MAm	：運営月の減額値
QFAm	：品質不良減額
ΣFEAm	：不良事象の減額値の合計（ΣAFAm＋ΣIFAm） このとき ΣAFAm＝運営期間におけるアベイラビリティー不良減額の合計額 ΣIFAm＝運営期間におけるインシデント不良減額の合計額

出典：「New Footscray Hospital Project Deed」を基に筆者作成

(4)月次減額の算定式

運営期間中の月次減額（ＭＡｍ）の算定式は、**表5**のように「品質不良」による減額（ＱＦＡｍ）と「不良事象」による減額（ΣＦＥＡｍ）を合計したものである。

そしてΣＦＥＡｍは、アベイラビリティー不良減額（ΣＡＦＡｍ）とインシデント不良減額（ΣＩＦＡｍ）を合計したものである。

（第20回〈4月15日号〉に続く）